令和2年度 第417回 千葉地方最低賃金審議会 議事録

令和2年7月6日 15:25~16:00 千葉県教育会館1階会議室

令和2年度 第417回 千葉地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日時 令和2年7月6日(月) 15:25~16:00
- 2 場所 千葉県教育会館1階会議室
- 3 出席者(委員)

公益委員

大澤委員、鈴木委員、中原委員、大竹委員 労働者側委員

高柳委員、太田委員、近藤委員、野田委員、阪口委員 使用者側委員

渡部委員、今関委員、由川委員、黒岩委員、稲葉委員

4 議題

- (1) 令和2年度千葉地方最低賃金審議会の運営について
- (2) 千葉地方最低賃金審議会運営小委員会・特別小委員会の設置について
- (3) 千葉県最低賃金の改正決定について(諮問)
- (4) 千葉県最低賃金専門部会の設置・運営について
- (5) 今後の審議日程について
- (6) その他

5 配付資料

- (1)千葉地方最低賃金審議会運営規程、同運営小委員会運営規程、同専門部会運営 規程、同特別小委員会運営規程
- (2) 最低賃金審議会令第6条第5項の適用について(案)
- (3) 令和2年度千葉地方最低賃金審議会審議日程(案)
- (4) 令和2年度 答申日別最短効力発生予定日一覧表
- (5) 特定最低賃金改正・新設の意向表明申入書(写)
- (6) 令和元年度 千葉地方最低賃金審議会運営状況
- (7) 地域別最低賃金改定状況の推移及び特定最低賃金改定状況の推移
- (8) 令和元年毎月勤労統計調査特別調査の概況
- (9) 令和元年賃金構造基本統計調査(初任給)
- (10) 令和元年度賃金構造基本統計調査の概況
- (11) 職員の給与等に関する報告及び勧告(生計費関係、労働経済指標抜粋)

- (12) 県内経済情勢(令和2年4月判断)
- (13) 法人企業景気予測調査(令和元年4月~令和2年6月期調査)
- (14) 第159回中小企業景況調査(2020年1-3月期)
- (15) 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

6 議事内容

○ 村山賃金室長

定刻より少し早いですが、皆様お揃いですので始めさせていただきます。委員の皆様には大変お忙しい中、また、天候の悪い中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。私は、本年度から事務局を担当させていただいております賃金室長の村山でございます。微力ではございますが、審議会の適正、円滑な運営に努力してまいりますので、ご指導、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

千葉地方最低賃金審議会委員でございますが、昨年度にご就任いただき任期は2年とされております。本年2月の審議会以降、3月31日付けで使用者側代表の椙村委員が辞任され、後任として黒岩委員が5月1日付けで任命されました。大澤会長、鈴木会長代理には昨年度に引き続きよろしくお願いいたします。

それではこれからの会議運営につきましては、大澤会長よろしくお願いいたします。

○ 大澤会長

はい、会長の大澤です。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。 ただいまから、第417回千葉地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、本年度第1回目の審議会でございますので、はじめに友藤労働局長からご あいさつがあります。友藤局長よろしくお願いいたします。

○ 友藤労働局長

千葉労働局長をしております友藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日は大変お忙しい中、また、非常に天候の悪い中、本審議会にご出席賜りまして誠にありがとうございます。

昨年度は千葉県最低賃金、また、特定最低賃金の円滑な審議に、委員の皆様方には ご尽力いただきましてありがとうございます。新任の方もおられますが、本年度もよ ろしくお願い申し上げます。

さて、日本国内の経済情勢でございますが、内閣府から先般発表されました1月から3月期の実質国内総生産GDPでございますが実質成長率、新型コロナウイルスの感染拡大の影響もございまして、前期比3.4%のマイナス成長ということになって

おります。ただ、6月の月例経済報告によりますと、景気は新型コロナウイルス感染症の影響によりまして厳しい状況にありますが、下げ止まりつつあるとされたところでございます。

一方で、県内の雇用失業情勢、5月の有効求人倍率は、先般6月30日に発表させていただいておりますが、1.00倍でございます。前月と比較しまして0.1ポイントの低下ということで、5か月連続で減少となっておりまして1倍になりましたのは約5年ぶりとの状況でございます。新規有効求人倍率も、前月比0.16ポイントの減少でございます。多くの事業主に雇用維持に取り組んでいただいているところでございますが、新型コロナウイルス感染症の、あるいは経済活動自粛の影響がございます。引き続き雇用情勢には、より一層の注意が必要かと考えております。

また、こうした中、厚生労働大臣から、6月26日に中央最低賃金審議会で、令和2年度の地域別最低賃金の改定の目安について諮問がなされたところでございます。そうしたことを踏まえ、本日、千葉県の最低賃金の改正について諮問させていただく予定です。今年度につきましても、千葉県の実情を踏まえた適正な改正のための御審議をよろしくお願いしたいと考えているところでございます。令和2年度の千葉県の千葉地方最低賃金審議会委員の皆様方におかれましては、今後多大な御労苦をおかけすることになりますが、賃金行政の円滑な推進に引き続き御支援を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。今年度もどうぞよろしくお願い申し上げます。

〇 大澤会長

ありがとうございました。続きまして、本日の議事次第に従いまして、私と鈴木会 長代理から一言ご挨拶申し上げたいと思います。

コロナ禍という中での、最低賃金審議会になります。いろいろと社会、経済状況とともに、大変先行き不透明の中での議論ということになると思います。労側の皆様、使側の皆様とともに、活発な議論をしていただきながら、円滑な御審議に御協力いただいて決着をできればと思っています。私は公益委員としても調整に力を尽くしていきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○ 鈴木会長代理

会長代理の鈴木でございます。先行きの見通しが難しい中、会長を補佐して充実した審議の進行に努めさせていただきます。何卒御協力をよろしくお願い申し上げます。

〇 大澤会長

事務局から審議会委員と事務局職員の紹介をお願いします。

○ 村山賃金室長

それでは僭越ではございますが、私の方から委員の皆様を紹介いたします。

まず、公益代表委員の大澤委員でございます。鈴木委員でございます。中原委員で ございます。大竹委員でございます。下田委員におかれましては、本日所用により欠 席となっております。

続きまして、労働者代表委員を紹介いたします。高柳委員でございます。太田委員でございます。近藤委員でございます。野田委員でございます。阪口委員でございます。続きまして、使用者代表委員を紹介いたします。渡部委員でございます。今関委員でございます。由川委員でございます。稲葉委員でございます。黒岩委員におかれましては、本年5月1日からの就任でございます。

次に、千葉労働局の出席者を紹介いたします。

千葉労働局長は先ほど御挨拶申し上げました友藤でございます。労働基準部長の城でございます。労働基準部長は4月人事異動で着任いたしました。続きまして、事務局の賃金室職員ですが、室長補佐の北川でございます。北川もこの4月の人事異動で着任いたしました。賃金指導官の林でございます。林も4月の人事異動で着任いたしました。統計調査係長の和田でございます。和田は昨年からの在職でございます。以上、事務局は私を含めて4名でございます。至らない点が多々あろうかと存じますが、事務局職員一同精一杯頑張って努めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

〇 大澤会長

ありがとうございました。続きまして、事務局から本日の審議会の成立について報告をお願いします。

〇 北川室長補佐

報告いたします。本日は、公労使合わせ14名の委員の出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に規定する定足数を満たしており、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。

〇 大澤会長

では、審議の公開の報告をいたします。

本審議会は、審議会運営規則第6条に基づき、公開で開催することになりますので 労働局掲示板に掲示いたしましたところ、傍聴を希望される方が1名お見えになっ ていることを報告いたします。 次に、本日の議事録署名人を指名させていただきます。労働者側委員、高柳委員よろしくお願いいたします。使用者側委員、渡部委員よろしくお願いいたします。それと私、大澤が署名いたします。

それでは、議題1の令和2年度千葉地方最低賃金審議会の運営について事務局から説明をお願いいたします。

〇 村山賃金室長

最低賃金審議会の運営は、最低賃金法及び最低賃金審議会令の定めるところにより行うこととされていますが、当審議会ではこのほかにお手元資料にお配りしてあります千葉地方最低賃金審議会運営規程を定めて、審議の円滑化を図っているところです。現在特に改正の必要はないと考えますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇 大澤会長

ただ今事務局から説明がありました、当会運営規程について改正の必要がない と考えているということですが、何か御意見がございますか。

○ 一同「異議なし」の声

〇 大澤会長

ありがとうございます。特に問題がないようですので、事務局説明のとおり規程は 改正せずに、この運営規程により当審議会を運営してまいりたいと存じますので、ご 協力をよろしくお願いします。

次に、議題2の千葉地方最低賃金審議会運営小委員会、特別小委員会の設置についてでございますが、事務局から説明をお願いいたします。

○ 村山賃金室長

千葉地方最低賃金審議会、運営小委員会と特別小委員会の設置について、説明いたします。

資料No.1-2と1-4を御覧ください。当審議会では、従来から本審議会の議事運営に関する事項について協議するために運営小委員会を設置し、また、特定最低賃金に係る決定等の必要性の有無などについて速やかに結論が得られるよう意見調整を行うために特別小委員会を設置し、各々の運営規程により運営してまいりました。本年度もこれまでと同様に、2つの小委員会を設置し、各運営規程に基づき、運営することとしてよろしいか、お諮りいたします。

なお、これら小委員会の構成は、それぞれの規程第3条により、各側3名、計9名

以内の構成となっており、従来から各側3名、計9名の構成になっています。小委員会の構成について、昨年同様9名の構成としてよろしいかお諮りいたします。

〇 大澤会長

ただ今、事務局から説明のありました運営小委員会の設置と特別小委員会の設置について、何か御意見はございますか。

○ 一同「異議なし」の声

〇 大澤会長

特に問題がないようですので、従来どおり、いずれも小委員会を設置し、事務局案のとおり、この運営規程により運営することといたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速この運営規程により、両小委員会の委員を選出していただきたいと 思います。各側3名ずつ選出していただくことになりますが、この場で協議いただ き、選出していただきたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

それでは運営小委員会は労働者側、いかがですか。

○ 高柳委員

運営小委員会は、近藤委員、阪口委員、それと私、高柳の3名になります。

〇 大澤会長

使用者側は、いかがですか。

○ 渡部委員

使側は、稲葉委員、黒岩委員、それと私、渡部になります。

〇 大澤会長

公益委員は、運営小委員会は、大澤、鈴木委員、中原委員にしたいと思います。 特別小員会は、いかがですか。

○ 高柳委員

太田委員、野田委員、高柳の3名でお願いします。

○ 渡部委員

使側は先程と同じですが、稲葉委員、黒岩委員、私、渡部となります。

〇 大澤会長

公益委員は、私、大澤、鈴木会長代理、大竹委員とさせていただきます。

以上、それぞれ9名の方が、運営小委員会、特別小委員会の委員に選出されましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして議題3についてですが、友藤労働局長から千葉県最低賃金の改正決定 について諮問されるとのことですので、お受けいたします。

<友藤労働局長から大澤会長に諮問文を手交>

〇 大澤会長

それでは、確認のため、事務局から朗読をお願いします。

○ 林賃金指導官

<諮問文朗読>

〇 大澤会長

事務局から改正諮問の理由を説明願います。

○ 村山賃金室長

改正諮問の理由について説明いたします。

我が国の経済状況につきましては、内閣府の令和2年6月度月例経済報告によりますと、景気については新型コロナウイルス感染症の影響により、極めて厳しい状況にあるものの下げ止まりつつあると報告されているところです。先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていく中で、各種政策の効果もあって、極めて厳しい状況から持ち直しに向かうことが期待されております。千葉財務事務所が4月に公表した県内経済情勢報告では、県内の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動が抑制される中、足下で急速に下押しされており極めて厳しい状況にあるとされています。

一方、千葉県内の雇用失業情勢については、5月の県内求人倍率は1.0倍と前月と 比較して0.1ポイント低下するなど、厳しい状況が続いています。

地域の経済状況や賃金水準等を十分に考慮いただきながら、千葉県最低賃金について御審議いただきますよう諮問いたします。以上でございます。

〇 大澤会長

次に、議題4ですが、ただ今、局長から千葉県最低賃金の改正決定について諮問を受けましたので、最低賃金法第25条第2項の定めるところにより専門部会を設置し、今後、この専門部会において具体的な調査審議を行うことになりますので、よろしくお願いいたします。

この専門部会の委員の数は、最低賃金審議会令第6条第1項により9名以内となっています。従来から、各側3名の計9名となっていますが、今年度も同数の構成でよろしいでしょうか、お諮りいたします。

○ 一同「異議なし」の声

〇 大澤会長

ご賛同いただきましたので、各側からそれぞれ3名の専門部会委員が選出される ことになります。その選出手続について事務局から説明を受けたいと思います。

なお、併せて関係労働者及び関係使用者からの意見聴取に係る公示について事務 局から説明願います。

○ 北川室長補佐

始めに、千葉県最低賃金専門部会委員の任命に関して説明申し上げます。

専門部会の関係労働者を代表する委員と関係使用者を代表する委員の任命については、最低賃金審議会令第6条第4項により、同審議会令第3条を準用することになり、関係労働組合、関係使用者団体に対して相当期間を定めて候補者の推薦を求める公示を行う必要がございます。千葉県最低賃金専門部会の委員の推薦公示につては、審議会運営及び日程の都合から7日程度としまして、本年7月14日を期限として公示することといたします。

○ 林賃金指導官

続きまして、最低賃金の改正決定に関する関係労使の意見聴取に係る公示について、説明いたします。

最低賃金法第25条第5項及び同施行規則第11条第1項に基づき、審議会が最低 賃金の改正決定について、調査審議を行う場合においては、関係労使の意見を聞くも のとし、意見を述べようとする関係労使は、一定の期日までに意見書を提出すべき旨、 公示することが求められております。

この関係労使の意見聴取の公示は、諮問後、できる限り早い時期に行うこととされており、公示期間は、地域別最低賃金に係るものについては、3週間程度されておりますが、本年度においては、審議会の運営及び日程の都合上、2週間程度としまして、令和2年7月20日月曜日を期限としまして公示手続をすることといたします。併せ

て千葉労働局のホームページにも掲載し、広くお知らせする予定です。

〇 大澤会長

次に議題4に関連して事業場視察及び意見陳述についてですが、まず、事務局より 経過等について説明をお願いします。

○ 林賃金指導官

それでは説明申し上げます。

事業場視察ですが、労働者側委員から、コロナウイルス感染拡大の影響を受け、大きな負担がかかっている現場を見てほしいとの要望があり、食料品小売業であるスーパーマーケットが対象事業場候補として挙げられております。事業場視察の実施についてお諮りいたします。

意見陳述について、昨年は1つの労働者団体に所属する方から、2回目の審議会で直接意見を聴いております。今年度においても昨年度同様に意見陳述の要望があった場合、陳述の場を設けるかどうかを含め詳細を、7月22日水曜日開催予定の第1回専門部会において審議してよろしいか、お諮りいたします。

〇 大澤会長

それでは、ただ今、事務局から説明のありました事業場視察、意見陳述及び意見聴取についてですが、まず、事業場視察について労働者側委員より提案理由の説明をお願いいたします。

○ 高柳委員

今回本来であれば、もう少し多くの事業場を視察していただきたいという思いがありました。ただ、今回コロナ禍ということで多くの事業場を視察するのはリスクがありますし、そういったことも含めて1事業場のみということにさせていただきました。我々としては報道等で就職が厳しい、そういったことも含めて報道が多くされている。一方で、労働者の置かれた厳しい状況についての報道は極めて少ない。そして、今回これまでになかったような状況の中で審議をしなければならない。そういった中ではやはり現場を視察した上で、この審議の中の判断の1つの材料としていくべきではないかということで提案させていただいたということです。全体の中ではやはり低賃金で働いている労働者、特にスーパーなんかで働いている方にかなり負担があるということについては、なかなか直接聴く機会がないということでありますので、そういったことを含めてやっていただきたい。ただし、新型コロナウイルスの感染のリスクがどうしてもつきまとうので、そういったところの安全性の配慮等を含めて、事務局とよく相談して、どういった形で実施するのか、委員全員が参加す

るとかなり人数が多くなってしまいますので、ある程度人数を限定してということで対応した方がよろしいのかと思いますけど、その辺も含めて詳細を運営小委員会で決めていただければ幸いだと思っております。直接関連するもので、阪口さん何かあれば。

〇 阪口委員

今回、事業場視察で、提案させていただいていることにつきましては、今回のコロナ禍におきまして社会インフラとしてたくさんの負担を抱えながら一生懸命働いている労働者の皆さんがいらっしゃる事業場の1つになります。是非とも視察いただいて、議論の参考にしていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

〇 大澤会長

ただ今の発言について何か質問はございますか。

なければ協議に入る前に、参考として他局での実施状況について、事務局から説明 をお願いします。

○ 村山賃金室長

それでは説明申し上げます。

昨年度の他局での実施状況でございますが、26 局において実施しております。視察先の業種としては、食料品製造業が最多となっています。次に食料品製造業以外の製造業、続いて小売業、社会福祉施設などとなっております。事業場の選定理由としましては、最賃適用労働者が多い事業場、未満率・影響率が高い業種であることなどが挙げられております。なお、Aランク局については、千葉局のほか1局を除き実施されています。以上でございます。

〇 大澤会長

協議に入りたいと思います。

まず、事業場視察について、今回のスーパーマーケットの視察の件について実施の 方向でよろしいでしょうか。

○ 渡部委員

労側の提案について反対する理由もありませんし、それを見ることによって賃金 改定に十分参考になればそれは私は大変良いことだと思うので、反対はしません。

〇 大澤会長

ありがとうございました。

異議がないようですので、実施することといたします。なお、詳細についてはその 後の運営小委員会で協議したいと思います。

次に、意見陳述については第1回専門部会で審議することとしてよろしいでしょうか。

○ 一同「異議なし」の声

〇 大澤会長

異議がないようですので、第1回専門部会で審議することとします。

〇 大澤会長

続きまして、議題4に関連して、最低賃金審議会令第6条第5項の適用についてお 諮りいたします。

始めに事務局から説明をしていただきたいと思います。

○ 村山賃金室長

最低賃金審議会令第6条第5項の取扱いについて説明いたします。

資料No.2の案と、席置き資料の審議会令を御覧ください。

最低賃金審議会令第6条第5項にありますとおり、審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができるとされております。

当審議会では、従来から、千葉県最低賃金専門部会に適用してまいりませんでしたが、特定最低賃金専門部会については、決議が全会一致の場合には、この第6条第5項を適用してまいりました。本年度についてはいかがいたしましょうか、御審議を賜りたいと存じます。

〇 大澤会長

ただ今、事務局から説明のありました、特定最低賃金専門部会の第6条第5項の適 用について、従来どおりの取扱いでよろしいでしょうか。

○ 一同「異議なし」の声

〇 大澤会長

御賛同いただきましたので、本案のとおり特定最低賃金専門部会の決議が全会一 致の場合は、最低賃金審議会令第6条第5項を適用することといたしますので、よろ しくお願いいたします。

続きまして、議題5の今後の審議日程についてですが、まず、事務局から今年度の 審議日程について説明を受けたいと思います。

○ 村山賃金室長

本年度の審議日程について、説明いたします。

地域別最低賃金は、本年10月1日に発効するには、8月5日までに答申をいただく必要があります。

今年度の中央最低賃金審議会における目安審議の日程ですが、6月26日、諮問が行われたところです。答申は、現在のところ分かりませんが、昨年同様に7月末までには答申がでるのではないかと思われます。

資料3を御覧ください。委員の皆様方にはあらかじめ日程を組んで、4月段階でお示しをしたところですが、A案、B案と2つの案と併せ特定最賃日程案を用意させていただきました。

まず、A案ですが、県最賃につきまして10月1日の指定日発効を目指して、8月3日月曜日に目安伝達と特定最低賃金の改正の必要性について諮問を行う本審議会を予定しております。なお、その際に、特定最賃に係る意見陳述も含めた審議の運び方についても諮ります。その後に開催する千葉地方最低賃金審議会専門部会において金額をご審議いただき、答申見込みとしまして8月5日水曜日本審議会を予定しております。また、答申に対して異議申出がなされた場合には、8月21日金曜日に本審議会を予定しています。このA案が本命となります。

B案は、中央審議会の答申が8月4日午前まで、遅れた場合です。

次に、特定最低賃金の日程につきまして、説明いたします。12月25日の発効を目指して予定を組んでおります。事前にお示ししました日程案では既存の業種で組んでおります。8月3日の本審の決定に基づきまして日程を確定し、8月5日予定の特別小委員会の協議を経て、その後の審議に影響がないように早期に日程をお示しできるように調整を図らせていただきますので、各専門部会の御協力をお願いしたいと考えております。

〇 大澤会長

ただ今、事前にお配りしました千葉県最低賃金の審議日程のA案、B案と特定最低賃金の審議日程が示されましたが、審議日程につきましては、この場で大筋了承いただき、本審議会終了後に開催されます運営小委員会において、議事運営に関する詳細について御協議を賜りたいと思いますが如何でしょうか。

○ 一同「異議なし」の声

〇 大澤会長

それでは、審議日程については、御賛同いただきました。

A案、B案について日程が定まり次第、事務局は各委員に早急に連絡をするように お願いします。

最後に議題6のその他になりますが、何かございますか。 事務局から。

○ 村山賃金室長

3点報告がございます。

1点目ですが、会長に写しをお渡し済みですが、日本労働組合総連合会千葉県連合会会長より、「千葉県地域別最低賃金に関する改定について」とする要請書が提出されております。要約しますと、新型コロナウイルスに関する影響が経済情勢等に及ぶ情勢にあるからこそ、最低賃金法第1条に定める目的が達せられる改定額となるよう審議会運営に努める、早期に全国平均1,000円以上とすることを目指しているが、県民が安心して暮らすためのセーフティネットとしての役割を果たすための金額とすることや、同一ランクを視野に入れ、目安額以上となるよう求める、地域別最賃の審議にあたっては、企業視察や参考人招集を考慮し進めるよう求める、特定最賃についてはその意義や目的を踏まえ、それぞれの産業を代表する労使の自主性と役割を尊重した審議会運営と、適切な申し出がされている業種については、「必要性あり」とし具体的な金額審議については当該産業の労使に委ねるよう求める、との内容です。

委員の皆様には、この会場に原本を用意しておりますので、御確認いただくことができます。

次に2点目ですが、JAM東京千葉 千葉県連絡会を取扱団体とする、千葉県の最低賃金の改定について、全国平均が1,000円以上を目指し、千葉県最低賃金の今年度の引上額を審議すること、並びに特定最低賃金の必要性の審議に当たって、同一労働同一賃金を促進する視点を強く持ち、同一産業内の賃金格差是正を目指す目的意識をもつ特定(産業別)最低賃金の必要性を認めることを求める要請の団体署名24筆が提出されております。団体署名につきましても、原本を会場に持参しておりますので、御確認いただくことができます。

最後に3点目ですが、千葉県労働組合連合会を取扱団体とする、千葉県の最低賃金をただちに時給1,500円以上に引き上げること、最低賃金を全国一律最低賃金制度の改正すること、最低賃金の引上げを円滑に実施するため中小事業、小規模事業者に対する各種助成金を拡充することを求める要請の個人署名2,594筆が、第一次分として提出されております。個人署名につきましても、本日この会場に原本を持参して

おりますので、委員の皆様の前にございますので、御確認いただくことができます。 以上でございます。

〇 大澤会長

他に何かございますか。

何もないようでしたら、本日の審議を終了させていただきたいと思います。

なお、本日の議事につきましては、議事録を作成し公開することといたしますが 議事録署名については、議事録ができ上がった後に署名をいただくことになります ので、よろしくお願いいたします。以上をもちまして閉会といたします。御協力あり がとうございました。